

(趣旨)

第1条 市長は、老人の福祉増進を図るため、老人クラブの行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) シニアクラブ 袋井市自治会長等設置規程（平成21年袋井市告示第8号）に基づく区域又は地区ごとに結成したクラブをいう。
- (2) シニアクラブ袋井市 シニアクラブにより構成された団体をいう。

(交付の対象)

第3条 交付の対象はシニアクラブ袋井市に加入しているシニアクラブとする。ただし、シニアクラブ袋井市未加入のシニアクラブ（以下「未加入クラブ」という。）で会員数が30人以上である場合は、交付の対象とする。

(補助の対象経費)

第4条 補助の対象経費は次に掲げるとおりとする。

- (1) シニアクラブ袋井市への助成金
- (2) 活動促進に対する事業に要する経費
- (3) 健康づくりや介護予防事業に要する経費
- (4) 地域支え合い事業に関する経費
- (5) 若手高齢者の組織化や活動支援事業に要する経費
- (6) 活動支援体制強化事業に要する経費
- (7) その他交付対象として市長が特に必要と認めた経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる経費の範囲内で、当該年度に定められた予算の範囲内の額とし、市長が認める額とする。

2 前条第1号に掲げる経費の補助額は次に掲げる区分ごとに算出した合計額とする。

- (1) 会員数割 別に定める基準額にシニアクラブの会員数を乗じて得た額
- (2) 均等割額 シニアクラブ袋井市を構成するシニアクラブの数に別に定める基準額を乗じて

得た額

- 3 前項の規定にかかわらず、未加入クラブに対する補助金の額は、前項第2号の均等割額の3分の1に限るものとする。この場合において100円未満の端数は切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 シニアクラブが補助金交付の申請をするときは、交付申請書に当該年度の予算書及び事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、シニアクラブがシニアクラブ袋井市に申請の委任をした場合は、シニアクラブ袋井市がその事務を代行することができる。

(実績の報告)

第7条 シニアクラブは、当該年度終了後、1月以内に事業実績報告書を市長に提出しなければならない。